

指定通所介護事業所

運 営 規 定

社会福祉法人 聖母の会

デイサービスセンター 聖母憩の家

第1条（事業の目的）

社会福祉法人聖母の会が開設するデイサービスセンター聖母憩の家（以下「事業者」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従い利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び動作訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るように支援に努める。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。

第3条（事業の運営）

指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 聖母の会 |
| (2) 事業所名 | デイサービスセンター聖母憩の家 |
| (3) 所在地 | 長野県諏訪市大和一丁目5番7号 |
| (4) 介護保険指定番号 | 第 2070600149 号 |

第5条（従業員の職種・員数及び職務内容）

- (1) 管理者（施設長） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、指定通所介護の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 生活相談員 1名以上
利用者及び家族の生活相談、面接、身上調査、苦情への対応ならびに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
 - (3) 介護職員 2名以上
利用者の居宅介護サービス計画及び通所介護計画に基づく介護、援助に従事する。又、自立した日常生活を営むための支援及び介護を行う。
 - (4) 看護職員 1名以上
利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うほか、保健衛生管理、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護に従事する。
 - (5) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (6) 事務員 1名
庶務及び会計事務に従事する。
2. 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし1月1日、8月15日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後17時までとする。
ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

第7条（利用定員）

事業所の利用定員数は、指定通所介護及び指定第1号事業合わせて計20名とする。

第8条（食堂）

事業者は、利用者が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・椅子・食器類等の備品を備えるものとする。

第9条（機能訓練室）

事業者は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けるものとする。

第10条（相談室）

事業者は、利用者に対する指定通所介護に供するための相談室を設けるものとする。

第11条（その他設備）

事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消化設備その他災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えるものとする。

第12条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又は家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

第13条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

第14条（通所介護の内容）

事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、アクティビティ等を実施するものとする。

第15条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 サービスを提供するに当たって利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たって利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第16条（事業実施地域）

利用者の自宅までの送迎を行う。ただし、原則として送迎を行う地域は次の通りとする。

諏訪市・岡谷市・茅野市・下諏訪町

第17条（利用料及びその他の費用）

通所介護事業所の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該

通所介護が法定代理受給サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受給サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担額と食事の提供に要する費用（食材費及び調理費用相当額〈重要事項説明書に定めた金額とする。〉）、及び日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 3 利用者が生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 4 利用料の支払い方法は、サービス当日に現金にて支払うか利用翌月の末日までに一括にて現金で支払うものとし、その方法は利用開始時に事業者と利用者で決定するものとする。
- 5 サービスの提供に当たって利用者又はその家族に対しサービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第 18 条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は前項の利用料を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第 19 条（食事）

通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取するものとする。

第 20 条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、所定場所以外は禁煙とする。

第 21 条（飲酒）

通所介護利用中の飲酒は厳禁。

第 22 条（衛生保持）

利用者は生活環境保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

第 23 条（禁止行為）

利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと

- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 24 条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 25 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 健康管理に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し、能率の向上に努力するよう心がける。

第 25 条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 26 条（緊急時等における対応方法）

従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、

損害賠償を速やかに行うものとする。

第 27 条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 28 条（苦情処理）

事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 29 条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係各位、医療機関等に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報保護に係る規定を公表する。

第 30 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第31条（業務継続計画の策定等）

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民との連携、協力等を行うなど地域との交流に努める。

第32条（その他運営についての留意事項）

- 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖母の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この運営規定は平成12年4月1日から施行する。
- この運営規定は平成15年1月1日から施行する。
- この運営規定は平成17年10月1日から施行する。
- この運営規定は平成18年4月1日から施行する。
- この運営規定は平成20年3月1日から施行する。
- この運営規定は平成21年4月1日から施行する。
- この運営規定は平成23年4月1日から施行する。
- この運営規定は平成24年4月1日から施行する。
- この運営規定は平成27年8月1日から施行する。
- この運営規定は平成30年4月1日から施行する。
- この運営規定は令和5年10月1日から施行する。